平成２１年（フ）第１６９号
岐阜県土岐市土岐津町高山161番地
破産者　鈴木　富三
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１７８号
岐阜県土岐市土岐津町高山161番地
破産者　有限会社鈴富土木
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第７８号
静岡県浜松市東区笠井町272番地
破産者　有限会社うちや食品
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
兵庫県たつの市揖保川町二塚281番地の１
破産者　株式会社ナカムラ建設
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０７５号
高知市西久万138番地１
破産者　有限会社東海土佐
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
高知市西久万138番地１
破産者　有限会社ジャパンフーズネット
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９２８号
熊本市御領８丁目８番62号
破産者　熊本和洋瓦有限会社
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６号
千葉県印西市高花１丁目６番地１棟505号
破産者　浦口　教良
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２６０号
東京都渋谷区神宮前５丁目９番25号
破産者　株式会社ラッシュゲージ
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８６号
埼玉県所沢市大字牛沼字下川端607番６号
破産者　日新電化株式会社
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２７号
埼玉県川越市南田島2093番地１
破産者　有限会社アクト精工
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３１号
千葉県印西市大森4400―３、開始決定時の住所千葉県印西市木下東３丁目２番地13
破産者　池田　敬子
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１７号
東京都豊島区駒込１丁目16番12号
破産者　株式会社テネレッサ
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１５９７号
東京都葛飾区西水元２丁目22番16号福島方、住民票上の住所東京都町田市小山町1074番地５ファミール岡本202
破産者　川崎恵美子
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６１号
東京都町田市金井１丁目23番22号
破産者　佐藤　剛久
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１３号
神奈川県小田原市国府津1693番地
破産者　株式会社吉崎工務店
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５号
川崎市中原区宮内４丁目24番50号
破産者　三浦機工有限会社
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第３０号
山梨県南都留郡山中湖村山中1414番地の１
破産者　羽田　益雄
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
山梨県南都留郡山中湖村山中300番地の５
破産者　羽田　龍二
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第１７１１号
京都市右京区西院北井御料町26番地
破産者　株式会社シビルピープル
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５５号
広島市東区福田町字白岩388番
破産者　有限会社誠広建設
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３２４号
札幌市西区二十四軒２条１丁目３番１号
破産者　株式会社サッポロ丸善
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０７号
仙台市泉区上谷刈５丁目２―３―305、商業登記簿上の本店所在地仙台市泉区南光台４丁目６番36―302号
破産者　株式会社夢工房24
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係